

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 都はこれまでも、福祉・介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
- ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く障害福祉業界からの人材流出に歯止めをかける

➔ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

障害福祉サービス等事業所に勤務する福祉・介護職員

・・・直接支援及び相談支援の業務に従事する者（※）、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

（※）ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての福祉・介護職員を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの福祉・介護職員には1万円を加算）